

資料 2 大学 (短期大学) 関係教育法令 (抜粋資料)

□ 大学（短期大学）関係教育法令（抜粋資料）

1) 教育基本法

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第1条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条（教育の方針） 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、实际生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第3条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第6条（学校教育） 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

② 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

2) 学校教育法

（昭和22年3月31日）
（法律第26号）

平成16年5月21日 法律第49号（一部未施行）

最終改正 平成17年7月15日 法律第83号（一部未施行）

〔学校の範囲〕

第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

〔学校の設置者〕

第2条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

③ 第1項の規定にかかわらず、放送大学学園は、大学を設置することができる。

〔設置基準〕

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

〔設置廃止等の認可〕

第4条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全日制の課程という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第69条の2第2項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

1 公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学

文部科学大臣

2 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園

都道府県の教育委員会

3 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園

都道府県知事

② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

1 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第69条の2第2項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

2 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第69条の2第2項の大学の学科の廃止

3 前2号に掲げるもののほか、政令で定める事項

③ 文部科学大臣は、前項の届出があった場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の設置する幼稚園については、第1項の規定は適用しない。この場合において、当該幼稚園を設置する者は、同項に規定する事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

⑤ 第2項第1号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

〔学校の管理・経費の負担〕

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

〔授業料〕

第6条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、これらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校又は中等教育学校の前期課程における義務教育については、これを徴収することができない。

〔校長・教員〕

第7条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

〔校長・教員の資格に関する事項について監督庁への委任〕

第8条 校長及び教員（教育職員免許法の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

〔校長・教員の欠格事由〕

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 免許状取上げの処分を受け、2年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

〔私立学校の校長届出義務〕

第10条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事に届け出なければならない。

〔学生・生徒等の懲戒〕

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

〔健康診断等〕

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

〔学校閉鎖命令〕

第13条 第4条第1項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 1 法令の規定に故意に違反したとき
- 2 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
- 3 6箇月以上授業を行わなかつたとき

〔設備・授業等の変更命令〕

第14条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命じることができる。

第15条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- ② 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によってもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。
- ③ 文部科学大臣は、前項の規定による命令によってもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。
- ④ 文部科学大臣は、第1項の規定による勧告又は第2項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

〔子女使用者の義務〕

第16条 子女を使用する者は、その使用によって、子女が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

〔目的〕

第17条 小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

〔目標〕

第18条 小学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自

律の精神を養うこと。

- 2 郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。
- 3 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。
- 4 日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。
- 5 日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。
- 6 日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理する能力を養うこと。
- 7 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 8 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

第18条の2 小学校においては、前条各号に掲げる目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

〔修業年限〕

第19条 小学校の修業年限は、6年とする。

〔教科〕

第20条 小学校の教科に関する事項は、第17条及び第18条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

〔教科用図書・教材〕

第21条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- ② 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。
- ③ 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審査会については、政令で定める。

〔就学義務〕

第22条 保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）は、子女の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子女が、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了しないときは、満15歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

- ② 前項の義務履行の督促その他義務に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

〔病弱等による就学義務の猶予又は免除〕

第23条 前条の規定によって、保護者が就学させなければならない子女（以下学齡児童と称する。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定める規程により、前条第1項に規定する義務を猶予又は免除することができる。

第24条 削除

〔保護者に対する援助〕

第25条 経済的理由によって、就学困難と認められる学齡児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

〔児童の出席停止〕

第26条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 1 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 3 施設又は設備を損壊する行為
- 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

② 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

③ 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

④ 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

〔学齡未滿子女の出席停止〕

第27条 学齡に達しない子女は、これを小学校に入学させることができない。

〔校長・教頭・教諭その他の職員〕

第28条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭又は事務職員を置かないことができる。

② 小学校には、前項のほか、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

③ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

④ 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

⑤ 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、

又は行なう。

- ⑥ 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- ⑦ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- ⑧ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- ⑨ 事務職員は、事務に従事する。
- ⑩ 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- ⑪ 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- ⑫ 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- ⑬ 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

〔小学校設置義務〕

第29条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

〔市町村学校組合〕

第30条 市町村は、適当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

〔教育事務の委託〕

第31条 市町村は、前2条の規定によることを不可能又は不適當と認めるときは、小学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。

- ② 前項の場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

〔補助〕

第32条 町村が、前2条の規定による負担に堪えないと都道府県の教育委員会が認めるときは、都道府県は、その町村に対して、必要な補助を与えなければならない。

第33条 削除

〔私立小学校の所管庁〕

第34条 私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。

〔目的〕

第35条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

〔目標〕

第36条 中学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 2 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。
- 3 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。

〔修業年限〕

第37条 中学校の修業年限は、3年とする。

〔教科〕

第38条 中学校の教科に関する事項は、第35条及び第36条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

〔就学義務〕

第39条 保護者は、子女が小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に就学させる義務を負う。

② 前項の規定によって保護者が就学させなければならない子女は、これを学齢生徒と称する。

③ 第22条第2項及び第23条の規定は、第1項の規定による義務に、これを準用する。

〔準用規定〕

第40条 第18条の2、第21条、第25条、第26条、第28条から第32条まで及び第34条の規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第18条の2中「前条各号」とあるのは、「第36条各号」と読み替えるものとする。

〔目的〕

第41条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

〔目標〕

第42条 高等学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 中学校における教育の成果をさらに発展拡充させて、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。
- 2 社会において果さなければならない使命の自覚に基き、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。

3 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

〔学科及び教科〕

第43条 高等学校の学科及び教科に関する事項は、前2条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

〔定時制の課程〕

第44条 高等学校には、全日制の課程のほか、定時制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。

〔通信制の課程〕

第45条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

③ 市町村の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第4条第1項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県の教育委員会がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④ 通信制の課程に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

〔技能教育のための施設における学習〕

第45条の2 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

② 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

〔修業年限〕

第46条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。

〔入学資格〕

第47条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

〔専攻科・別科〕

第48条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

③ 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

〔入学・退学・転学等〕

第49条 高等学校に関する入学、退学、転学その他必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

〔校長・教頭その他の職員〕

第50条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

② 高等学校には、前項のほか、養護教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

④ 特別の事情があるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

⑤ 技術職員は、技術に従事する。

第50条の2 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち2以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならない。

〔準用規定〕

第51条 第18条の2、第21条、第28条第3項から第12項まで及び第34条の規定は、高等学校に、これを準用する。この場合において、第18条の2中「前条各号」とあるのは、「第42条各号」と読み替えるものとする。

〔目的〕

第51条の2 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

〔目標〕

第51条の3 中等教育学校における教育については、前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。
- 2 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。
- 3 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

〔修業年限〕

第51条の4 中等教育学校の修業年限は、6年とする。

〔前期課程及び後期課程〕

第51条の5 中等教育学校の課程は、これを前期3年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。

〔課程の目的及び目標〕

第51条の6 中等教育学校の前期課程における教育については、第51条の2に掲げる目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを実現するために、第36条各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

② 中等教育学校の後期課程における教育については、第51条の2に掲げる目的のうち、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを実現するために、第51条の3各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

〔学科及び教科〕

第51条の7 中等教育学校の前期課程の教科に関する事項並びに後期課程の学科及び教科に関する事項は、第51条の2、第51条の3及び前条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

〔校長・教頭・教諭その他の職員〕

第51条の8 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

② 中等教育学校には、前項に規定するもののほか、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

〔準用規定〕

第51条の9 第18条の2、第21条、第28条第3項から第12項まで、第34条、第49条並びに第50条第3項及び第5項の規定は中等教育学校に、第44条から第45条の2まで、第48条及び第50条の2の規定は中等教育学校の後期課程に、これを準用する。この場合において、第18条の2中「前条各号」とあるのは、「第51条の3各号」と読み替えるものとする。

② 前項において準用する第44条又は第45条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第51条の4の規定にかかわらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、6年以上とする。この場合において、第51条の5中「後期3年の後期課程」とあるのは、「後期3年以上の後期課程」とする。

第51条の10 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

〔目的〕

第52条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第52条の2 大学は、通信による教育を行うことができる。

〔学部〕

第53条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

〔夜間において授業を行う学部〕

第54条 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。

〔修業年限〕

第55条 大学の修業年限は、4年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。

② 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、6年とする。

〔相当期間の修業年限への通算〕

第55条の2 大学の学生以外の者として1の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

〔修業年限の特例〕

第55条の3 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第55条第2項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に3年（同条第1項ただし書の規定により修業年限を4年を超えるものとする学部の学生にあっては、3年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

〔入学資格〕

第56条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは

通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

1 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

2 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

〔専攻科及び別科〕

第57条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

③ 大学の別科は、前条第1項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

〔学長・教授その他の職員〕

第58条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

④ 副学長は、学長の職務を助ける。

⑤ 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

⑥ 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

⑦ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

⑧ 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

⑨ 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

⑩ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

〔教授会〕

第59条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

② 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

〔大学設置基準についての諮問〕

第60条 大学について第3条に規定する設置基準を定める場合及び第4条第5項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

〔大学設置の認可についての諮問〕

第60条の2 大学の設置の認可を行う場合及び大学に対し第4条第3項若しくは第15条第2項若しくは第3項の規定による命令又は同条第1項の規定による勧告を行う場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

〔研究施設の附置〕

第61条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

〔大学院の設置〕

第62条 大学には、大学院を置くことができる。

第63条 削除

〔公私立大学の所轄庁〕

第64条 公立若しくは私立の大学又は放送大学学園の設置する大学は、文部科学大臣の所轄とする。

〔大学院の目的〕

第65条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

〔研究科〕

第66条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第66条の2 大学院を置く大学には、夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科を置くことができる。

〔大学院の入学資格〕

第67条 大学院に入学することのできる者は、第52条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第68条の

2第1項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

- ② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第52条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

〔学部を置くことなく大学院を置く大学〕

第68条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第53条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

〔学位の授与〕

第68条の2 大学（第69条の2第2項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

- ② 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

- ③ 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3章の5に規定する大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

- 1 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士
- 2 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

- ④ 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、大学審議会に諮問しなければならない。

〔名誉教授〕

第68条の3 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

〔公開講座〕

第69条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

② 公開講座に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

〔短期大学〕

第69条の2 大学は、第52条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。

② 前項に掲げる目的をその目的とする大学は、第55条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

④ 第2項の大学には、第53条及び第54条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

⑤ 第2項の大学には、学科を置く。

⑥ 第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

⑦ 第2項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第52条の大学に編入学することができる。

⑧ 第62条の規定は、第2項の大学については適用しない。

〔大学審議会〕

第69条の3 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けけるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ 専門職大学院を置く大学に、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けけるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。

第69条の4 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

- 1 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
- 2 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
- 3 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
- 4 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
- 5 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人でないこと。
- 6 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

③ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

④ 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

⑤ 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

⑥ 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第69条の5 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

② 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第2項及び第3項の規定に適合しなくなったと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによってもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。

③ 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第69条の6 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第60条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 1 認証評価機関の認証をするとき。
- 2 第69条の4第3項の細目を定めるとき。
- 3 認証評価機関の認証を取り消すとき。

〔準用規定〕

第70条 第28条第9項及び第50条第5項の規定は、大学に、これを準用する。

〔目的〕

第70条の2 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

〔学科〕

第70条の3 高等専門学校には、学科を置く。

② 前項の学科に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

〔修業年限〕

第70条の4 高等専門学校の修業年限は、5年とする。ただし、商船に関する学科については、5年6月とする。

〔入学資格〕

第70条の5 高等専門学校に入学することのできる者は、第47条に規定する者とする。

〔専攻科〕

第70条の6 高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

② 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

〔校長・教授・その他の職員〕

第70条の7 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

② 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

④ 教授は、専攻分野について、教育上、又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授する。

⑤ 准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授する。

⑥ 助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授する。

⑦ 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

⑧ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

〔準学士〕

第70条の8 高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる。

〔卒業者の大学への編入学〕

第70条の9 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

〔準用規定〕

第70条の10 第28条第9項、第49条、第50条第5項、第60条（設置基準に係る部分に限る）、第60条の2、第64条、第68条の3、第69条、第69条の3（第3項を除く。）及び第69条の4から第69条の6までの規定は、高等専門学校に、これを準用する。

〔盲学校・聾学校・養護学校の目的〕

第71条 盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む。以下同じ。）聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

〔盲者等の心身の故障の程度の政令委任〕

第71条の2 前条の聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。

〔小学部・中学部・幼稚部・高等部〕

第72条 盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、その1のみを置くことができる。

② 盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

〔盲学校・聾学校・養護学校の学科・教科〕

第73条 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教科又は幼稚部の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じて、文部科学大臣が、これを定める。

〔寄宿舍〕

第73条の2 盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舍を設けなければならない。ただし、特別の事情があるときは、これを設けないことができる。

〔寄宿舍指導員〕

第73条の3 寄宿舍を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舍指導員を置かなければならない。

② 寄宿舍指導員は、寄宿舍における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

〔盲学校・聾学校・養護学校の設置義務〕

第74条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者で、その心身の故障が、第71条の2の政令で定める程度のもを就学させるに必要な盲学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない。

〔特殊学級〕

第75条 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行うことが適当なもの

② 前項に掲げる学校は、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特殊学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

〔準用規定〕

第76条 第18条の2（第40条及び第51条において読み替えて準用する場合を含む。）、第19条、第21条（第40条及び第51条において準用する場合を含む。）、第27条、第28条（第40条、第51条及び第82条において準用する場合を含む。）、第34条、第37条、第46条から第50条まで、第80条及び第81条の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校に、第52条の2の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に、これを準用する。

〔目的〕

第77条 幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

〔目標〕

第78条 幼稚園は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 健康で、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。
- 3 身の周りの社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。
- 4 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。

5 音楽, 遊戯, 絵画その他の方法により, 創作的表現に対する興味を養うこと。

〔保育内容〕

第79条 幼稚園の保育内容に関する事項は, 前2条の規定に従い, 文部科学大臣が, これを定める。

〔入園資格〕

第80条 幼稚園に入園することのできる者は, 満3歳から, 小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

〔園長・教頭・教諭その他の職員〕

第81条 幼稚園には, 園長, 教頭及び教諭を置かなければならない。ただし, 特別の事情があるときは, 教頭を置かないことができる。

② 幼稚園には, 前項のほか, 養護教諭, 養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

③ 園長は, 園務をつかさどり, 所属職員を監督する。

④ 教頭は, 園長を助け, 園務を整理し, 及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

⑤ 特別の事情のあるときは, 第1項の規定にかかわらず, 教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

⑥ 教諭は, 幼児の保育をつかさどる。

〔準用規定〕

第82条 第28条第5項, 第7項, 第8項及び第10項から第12項まで並びに第34条の規定は, 幼稚園に, これを準用する。

〔専修学校〕

第82条の2 第1条に掲げるもの以外の教育施設で, 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し, 又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は, 専修学校とする。

1 修業年限が1年以上であること。

2 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

3 教育を受ける者が常時40人以上であること。

〔高等課程・専門課程・一般課程〕

第82条の3 専修学校には, 高等課程, 専門課程又は一般課程を置く。

② 専修学校の高等課程においては, 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して, 中学校における教育の基礎の上に, 心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

③ 専修学校の専門課程においては, 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を

卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

- ④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

〔名称〕

第82条の4 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

- ② 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

〔設置者〕

第82条の5 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者でなければ、設置することができない。

- 1 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
- 2 設置者（設置者が法人である場合にあつては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 3 設置者が社会的信望を有すること。

〔設置基準〕

第82条の6 専修学校は、次の各号に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

- 1 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数
- 2 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境
- 3 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備
- 4 目的又は課程の種類に応じた教科及び編制の大綱

〔校長及び教員〕

第82条の7 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

- ② 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。
- ③ 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。

〔設置廃止等の認可〕

第82条の8 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

- ② 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があったときは、申請の内容が第82条の2、第82条の3及び前3条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。
- ③ 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があった場合について準用する。
- ④ 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第1項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもって申請者にその旨を通知しなければならない。

〔名称・位置又は学則変更等の監督庁への届出〕

第82条の9 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあっては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあっては都道府県知事に届け出なければならない。

〔大学への編入学〕

第82条の10 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第56条第1項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

〔準用規定〕

第82条の11 第5条、第6条、第9条から第14条まで及び第34条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第10条中「大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第2号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

- ② 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、前項において準用する第13条の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもって当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

〔各種学校〕

第83条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第82条の2に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。

② 第4条第1項, 第5条から第7条まで, 第9条から第11条まで, 第13条, 第14条及び第34条の規定は, 各種学校に, これを準用する。この場合において, 第4条第1項中「次の各号に掲げる学校の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める者」とあるのは「市町村の設置する各種学校にあっては都道府県の教育委員会, 私立の各種学校にあっては都道府県知事」と, 第10条中「大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣に, 大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と, 第13条中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と, 「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と, 同条第2項中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と, 第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会, 大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会, 私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

③ 前項のほか, 各種学校に関し必要な事項は, 文部科学大臣がこれを定める。

〔類似名称の使用禁止〕

第83条の2 専修学校, 各種学校その他第1条に掲げるもの以外の教育施設は, 同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。

② 高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を, 専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校を専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

〔専修学校・各種学校設置の勧告及び教育の停止命令〕

第84条 都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては, 都道府県知事）は, 学校以外のもの又は専修学校若しくは各種学校以外のものが専修学校又は各種学校の教育を行うものと認める場合においては, 関係者に対して, 一定の期間内に専修学校設置又は各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。ただし, その期間は, 1箇月を下ることができない。

② 都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては, 都道府県知事）は, 前項に規定する関係者が, 同項の規定による勧告に従わず引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行っているとき, 又は専修学校設置若しくは各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかった場合において引き続き各種学校の教育を行っているときは, 当該関係者に対して, 当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。

③ 都道府県知事は, 前項の規定による命令をなす場合においては, あらかじめ私立学校審議会の意見を聞かなければならない。

〔学校施設の社会教育等への利用〕

第85条 学校教育上支障のない限り, 学校には, 社会教育に関する施設を附置し, 又は学校の施設を

社会教育その他公共のために、利用させることができる。

〔行政手続法の適用除外〕

第85条の2 第22条第2項（第39条第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項のうち第22条第1項又は第39条第1項の規定による義務の履行に関する処分に該当するもので政令で定めるものについては、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。

〔不服申立ての制限〕

第86条 文部科学大臣がした大学又は高等専門学校の設置の認可に関する処分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

〔東京都の区の取扱〕

第87条 この法律における市には、東京都の区を含むものとする。

〔学部以外の組織の取扱い〕

第87条の2 この法律（第53条及び第66条を除く。）及び他の法令（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び国立学校設置法並びに当該法令に特別の定めのあるものを除く。）において、大学の学部には第53条ただし書に規定する組織を含み、大学の大学院の研究科には第66条ただし書に規定する組織を含むものとする。

〔法律施行のため必要事項の命令への委任〕

第88条 この法律に規定するもののほか、この法律施行のため必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては文部科学大臣が、これを定める。

〔学校閉鎖命令違反等の罪〕

第89条 第13条の規定（第82条の11第1項及び第83条第2項において準用する場合を含む。）による閉鎖命令又は第84条第2項の規定による命令に違反した者は、これを6月以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

〔子女使用者の義務違反の罪〕

第90条 第16条の規定に違反した者は、これを10万円以下の罰金に処する。

〔保護者の就学義務違反の罪〕

第91条 第22条第1項又は第39条第1項の規定による義務履行の督促を受け、なお履行しない者は、これを10万円以下の罰金に処する。

〔学校の名称専用違反の罪〕

第92条 第83条の2の規定に違反した者は、これを10万円以下の罰金に処する。

（以下略）

3) 学校教育法施行令

(昭和28年10月31日)
政令第340号

最終改正 平15・12・3 政487

[法第4条第1項の政令で定める事項]

第23条 法第4条第1項(法第83条第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 市町村の設置する盲学校, 聾学校又は養護学校の位置の変更
- 2 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。第10号及び第24条において同じ。)の学科又は市町村の設置する盲学校, 聾学校若しくは養護学校の高等部の学科, 専攻科若しくは別科の設置及び廃止
- 3 私立の大学の学部の学科の設置
- 4 大学の大学院(専門職大学院を含む。)の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程(法第68条の2第1項に規定する課程をいう。次条第1項第1号において同じ。)の変更
- 5 高等専門学校の学科の設置
- 6 大学における通信教育の開設並びに盲学校, 聾学校又は養護学校の高等部における通信教育の開設及び廃止
- 7 盲学校, 聾学校又は養護学校の小学部, 中学部, 高等部又は幼稚部の設置及び廃止
- 8 市町村の設置する盲学校, 聾学校又は養護学校の高等部の学級の編制及びその変更
- 9 市町村の設置する高等学校, 中等教育学校, 盲学校, 聾学校, 養護学校又は幼稚園(指定都市の設置する幼稚園を除く。)の分校の設置及び廃止
- 10 高等学校の広域の通信制の課程(法第45条第3項(法第51条の9第1項において準用する場合を含む。第24条及び第24条の2において同じ。)に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。)に係る学則の変更
- 11 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

[法第4条第2項第4号の政令で定める事項]

第23条の2 法第4条第2項第4号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 私立の大学の学部の学科の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院(専門職大学院を含む。)の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程の変更であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
- 2 高等専門学校の学科の設置であって、当該高等専門学校が設置する学科の分野の変更を伴わないもの
- 3 法第52条に規定する大学における通信教育の開設であって、当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

- 4 法第69条の2第2項に規定する大学における通信教育の開設であって、当該大学が設置する通信教育に係る学科の分野の変更を伴わないもの
 - 5 私立の大学又は高等専門学校の収容定員（大学にあっては、通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの
 - 6 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの
- ② 前項第1号の学位の種類及び分野の変更、同項第2号の学科の分野の変更、同項第3号の通信教育に係る学位の種類及び分野の変更並びに同項第4号の通信教育に係る学科の分野の変更に關する基準は、文部科学大臣が定める。
- ③ 前項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、中央教育審議会に諮問しなければならない。

(略)

〔市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等〕

第26条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（第2号の場合にあっては、盲学校、聾学校及び養護学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長、都道府県知事及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

- 1 名称を変更しようとするとき。
- 2 位置を変更しようとするとき。
- 3 学則（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第27条の2において同じ。）の広域の通信制の課程に係るものを除く。）を変更したとき。

(略)

〔通信教育に関する規程の変更についての届出〕

第27条 市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学又は市町村の設置する盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する盲学校、聾学校又は養護学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

〔文部省令への委任〕

第28条 法及びこの節の規定に基づいてなすべき認可の申請, 届出及び報告の手續その他の細則については, 文部科学省令で定める。

(略)

〔学期及び休業日〕

第29条 公立の学校(大学を除く。)の学期及び夏季, 冬季, 学年末, 農繁期等における休業日は, 当該学校を設置する市町村又は都道府県の教育委員会が定める。

〔学校廃止後の書類の保存〕

第31条 公立又は私立の学校(私立の大学及び高等専門学校を除く。)が廃止されたときは, 大学以外の公立の学校については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が, 市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が, 公立大学法人の設置する大学については当該大学を設置していた公立大学法人の設立団体(地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体をいう。)の長が, 私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が, 文部科学省令で定めるところにより, それぞれ当該学校に在学し, 又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

(略)

〔認証評価の期間〕

第40条 法第69条の3第2項(法第70条の10において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は7年以内, 法第69条の3第3項の政令で定める期間は5年以内とする。

(以下略)

4) 学校教育法施行規則

〔昭和22年5月23日〕
〔文部省令第11号〕

最終改正 平成17年9月9日 文部科学省令第42号

〔学校の設備・位置〕

第1条 学校には, その学校の目的を実現するために必要な校地, 校舎, 校具, 運動場, 図書館又は図書室, 保健室その他の設備を設けなければならない。

② 学校の位置は, 教育上適切な環境に, これを定めなければならない。

〔私立学校の届出〕

第2条 私立学校の設置者は, その設置する大学又は高等専門学校について次に掲げる事由があるときは, その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

1 目的, 名称, 位置又は学則(収容定員に係るものを除く。)を変更しようとするとき。

- 2 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
- 3 大学における通信教育に関する規程を変更しようとするとき。
- 4 経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき。
- 5 校地、校舎、その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

〔学校設置の認可・届出の手續〕

第3条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校及び中学校については、第4号及び第5号の事項を除く。）を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の図面を添えてしなければならない。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 位置
- 4 学則
- 5 経費の見積り及び維持方法
- 6 開設の時期

〔学則の記載事項〕

第4条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

- 1 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
 - 2 部科及び課程の組織に関する事項
 - 3 教育課程及び授業日時数に関する事項
 - 4 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
 - 5 収容定員及び職員組織に関する事項
 - 6 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
 - 7 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
 - 8 賞罰に関する事項
 - 9 寄宿舎に関する事項
- ② 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。
- 1 通信教育を行なう区域に関する事項
 - 2 通信教育について協力する高等学校に関する事項

〔目的等の変更についての認可申請・届出〕

第4条の2 学校の目的, 名称, 位置, 学則又は経費の見積り及び維持方法の変更についての認可の申請又は届出は, それぞれ認可申請書又は届出書に, 変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

② 私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請又は届出は, それぞれ認可申請書又は届出書に, 前項の書類のほか, 経費の見積り及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

[校地校舎等の取得・処分の届出]

第5条 学校の校地校舎等に関する権利を取得し, 若しくは処分し, 又は用途の変更, 改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えることについての届出は, 届出書に, その事由及び時期を記載した書類並びに当該校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

[分校の設置, 認可申請又は届出の手續]

第6条 分校(私立学校の分校を含む。第7条の7において同じ。)の設置についての認可の申請又は届出は, それぞれ認可申請書又は届出書に, 次の事項(市町村立の小学校及び中学校については, 第4号及び第5号の事項を除く。)を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

- 1 事由
- 2 名称
- 3 位置
- 4 学則の変更事項
- 5 経費の見積り及び維持方法
- 6 開設の時期

[学級編制の認可申請又は届出の手續]

第7条の2 学級の編制についての認可の申請は, 認可申請書に, 各学年ごとの各学級別の生徒の数(数学年の生徒を1学級に編制する場合にあっては, 各学級ごとの各学年別の生徒の数とする。本条中以下同じ。)を記載した書類を添えてしなければならない。

② 学級の編制の変更についての認可の申請は, 認可申請書に, 変更の事由及び時期並びに変更前及び変更後の各学年ごとの各学級別の生徒の数を記載した書類を添えてしなければならない。

[高等学校の全日制課程, 定時制課程等の設置認可の申請又は届出]

第7条の3 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の全日制の課程, 定時制の課程, 通信制の課程, 学科, 専攻科若しくは別科, 大学の学部, 学部の学科, 大学院, 大学院の研究科若しくは研究科の専攻, 短期大学の学科, 高等専門学校(学科若しくは盲学校, 聾学校若しくは養護学校の高等部の学科, 専攻科若しくは別科)の設置又は大学院の研究科の専攻に係る課程の変更についての認可の申請又は届出は, それぞれ認可申請書又は届出書に, 第6条各号の事項を記載した書類及

びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第7条の4 大学又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部における通信教育の開設についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第6条各号の事項を記載した書類、通信教育に関する規程及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

② 大学又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部における通信教育に関する規程の変更についての届出は、届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

③ 大学又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部における通信教育の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに学生又は生徒の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

(略)

[学校の設置者変更、認可申請又は届出の手續]

第7条の6 学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に係る地方公共団体（公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。次項において同じ。）を含む。）又は学校法人（私立の盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。）が連署して、変更前及び変更後の第3条第1項第1号から第5号まで（小学校又は中学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者となろうとする者が市町村であるときは、第4号及び第5号を除く。）の事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の設置する大学の設置者を当該地方公共団体が新たに設立する公立大学法人に変更する場合の設置者の変更についての認可の申請は、認可申請書に、当該地方公共団体が、変更前および変更後の第3条第1号から第5号までの事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

[学校等の廃止についての認可の申請又は届出]

第7条の7 学校若しくは分校の廃止、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制的課程、定時制的課程、通信制的課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の廃止、短期大学の学科の廃止、高等専門学校の学科の廃止又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部、高等部、幼稚部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童等」という。）の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

(略)

〔細 則〕

第7条の9 学校教育法（昭和22年法律第26号）、学校教育法施行令及びこの省令の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手續その他の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事が、これを定める。

（略）

〔指導要録〕

第12条の3 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

- ② 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
- ③ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

〔出席簿〕

第12条の4 校長（学長を除く。）は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。

〔懲 戒〕

第13条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）がこれを行う。
- ③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第51条の10の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、盲学校、聾学校又は養護学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号の1に該当する児童等に対して行うことができる。
 - 1 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 2 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 3 正当の理由がなく出席常でない者
 - 4 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- ④ 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

〔私立学校長の届出の手続〕

第14条 私立学校が、校長を定め、大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事に届け出るに当たっては、その履歴書を添えなければならない。

〔学校備付表簿〕

第15条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 1 学校に関係のある法令
 - 2 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
 - 3 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
 - 4 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
 - 5 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
 - 6 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
 - 7 往復文書処理簿
- ② 前項の表簿（第12条の3第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間、これを保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。
- ③ 学校教育法施行令第31条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

（略）

〔修了又は卒業の認定〕

第27条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

〔卒業証書〕

第28条 校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

（略）

〔学 年〕

第44条 小学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（略）

〔授業終始の時刻〕

第46条 授業終始の時刻は、校長が、これを定める。

〔公立小学校の休業日〕

第47条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 2 日曜日及び土曜日
- 3 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

〔私立小学校の学期及び休業日〕

第47条の2 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

（略）

〔入学者の選抜〕

第59条 高等学校の入学は、第54条の4の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下本条中「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。

② 学力検査は、特別の事情のあるときは、これを行わないことができる。

（略）

〔編入学の資格〕

第60条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

〔転学・転籍〕

第61条 他の高等学校に転学を志望する生徒のあるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。転学先の校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

（略）

〔休学・退学〕

第62条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

〔入学資格に関し中学校卒業者と同等以上と認められる者〕

第63条 学校教育法第47条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 2 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中

学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

5 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(略)

[大学等における学習成果の単位認定]

第63条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 1 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 2 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものの合格に係る学修
- 3 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

[準用規定]

第65条 (略)

③ 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第1項において準用する第44条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（第60条に規定する入学を除く。）を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

[設置基準]

第65条の2 中等教育学校の設置基準は、この章に定めるもののほか、別にこれを定める。

[設備、編制及び学科]

第65条の3 中等教育学校の前期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、中学校設置基準の規定を準用する。

② 中等教育学校の後期課程の設備、編成、学科の種類その他設置に関する事項については、高等学校設置基準の規定を準用する。

[授業時数]

第65条の4 次条第1項において準用する第53条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第3の2に定める授業時数を標準とする。

[前期課程の教育課程]

第65条の5 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第24条第2項、第26条の2及び第53条の規定並びに第54条の2の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。

② 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第57条及び第57条の3の規定並びに第57条の2の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。

〔教育課程の基準の特例〕

第65条の6 中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

〔入 学〕

第65条の7 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が、これを許可する。

② 前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検査を行わないものとする。

〔後期課程の通信制の課程〕

第65条の8 中等教育学校の後期課程の通信制の課程の設備、編制その他に関し必要な事項は、この章に定めるもののほか、高等学校通信教育規程の規定を準用する。

〔学年による教育課程の区分を設けない場合〕

第65条の9 次条第3項において準用する第64条の3第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程の規定を準用する。

〔準用規定〕

第65条の10 第22条の2から第22条の4まで、第22条の6、第23条の2、第23条の3、第26条、第27条、第28条、第44条、第46条から第49条まで、第52条の2、第52条の3、第56条の3、第60条及び第62条の規定は、中等教育学校に、これを準用する。

② 第54条の4の規定は、中等教育学校の前期課程に、これを準用する。

③ 第56条の2、第58条、第61条、第61条の2、第63条の2から第63条の5まで、第64条第2項、第64条の2、第64条の3第1項及び第65条第2項の規定は、中等教育学校の後期課程に、これを準用する。

〔教育課程の基準の特例〕

第65条の11 併設型中学校の教育課程については、第3章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

② 併設型高等学校の教育課程については、第4章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

〔教育課程の編成〕

第65条の12 併設型中学校及び併設型高等学校においては、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。

〔入学者選抜の不実施〕

第65条の13 第59条第1項の規定にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る

併設型中学校の生徒については入学者の選抜は行わないものとする。

〔準用規定〕

第65条の14 第65条の4及び第65条の7の規定は、併設型中学校に、これを準用する。

〔大学の設置基準〕

第66条 大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の定めるところによる。

② 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格、通信教育に関する事項その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）の定めるところによる。

〔教授会〕

第66条の2 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもつて構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもつて、教授会の議決とすることができる。

〔入学等の決定〕

第67条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が、これを定める。

〔学 位〕

第68条 学位に関する事項は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の定めるところによる。

〔修業年限の通算〕

第68条の2 学校教育法第55条の2に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第31条又は短期大学設置基準第17条に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として1の大学において一定の単位（学校教育法第56条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第30条第1項又は短期大学設置基準第16条第1項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

〔修業年限の特例による卒業認定の要件〕

第68条の3 学校教育法第55条の3に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに

該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

- 1 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第55条の3に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- 2 大学が、大学設置基準第27条の2に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。
- 3 学校教育法第55条第1項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。
- 4 学生が、学校教育法第55条の3に規定する卒業を希望していること。

〔修業年限が四年を超える学部の在学期間〕

第68条の4 学校教育法第55条第1項ただし書の規定により修業年限を4年を超えるものとする学部に在学する学生にあっては、学校教育法第55条の3の規定により在学すべき期間は、4年とする。

〔在学期間の通算〕

第68条の5 学校教育法第55条の3の規定により、1の大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）に3年以上在学したものに準ずる者を、次の各号の1に該当する者であって、在学期間が通算して3年以上となったものと定める。

- 1 第68条の3第1号及び第2号の要件を満たす1の大学から他の当該各号の要件を満たす大学へ転学した者
- 2 第68条の3第1号及び第2号の要件を満たす大学を退学した者であって、当該大学における在学期間以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの
- 3 第68条の3第1号及び第2号の要件を満たす大学を卒業した者であって、当該大学における修業年限以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

〔大学入学に関し、高等学校卒業者と同等者〕

第69条 学校教育法第56条第1項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- 1 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 2 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- 4 文部科学大臣の指定した者
- 5 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 6 学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者をさせる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 7 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第69条の2 学校教育法第56条第2項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たっては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第69条の3 学校教育法第56条第2項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第69条の3第1項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第69条の4 学校教育法第56条第2項に規定する文部科学大臣の定める年数は、2年とする。

第69条の5 学校教育法第56条第2項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号の一に該当する者と定める。

- 1 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部に2年以上在学した者
- 2 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- 3 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在学教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
- 4 第69条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- 5 文部科学大臣が指定した者
- 6 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第四条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもの

[専攻科・大学院入学資格に関し大学卒業者と同等以上と認められる者]

第70条 学校教育法第57条第2項又は第67条第1項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第7号及び第8号については、大学院への入学に係るものに限る。

- 1 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - 2 外国において、学校教育における16年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18年）の課程を修了した者
 - 3 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18年）の課程を修了した者
 - 4 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 5 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 6 文部科学大臣の指定した者
 - 7 学校教育法第67条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - 8 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、24歳）に達したもの
- ② 学校教育法第57条第2項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 1 高等専門学校を卒業した者（修業年限を2年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）
 - 2 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第82条の10の規定により大学に編入することができるもの（修業年限を3年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年

限を3年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。)

- 3 外国において、学校教育における14年（修業年限を3年とする短期大学の専攻科への入学については、15年）の課程を修了した者
- 4 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年（修業年限を3年とする短期大学の専攻科への入学については、15年）の課程を修了した者
- 5 その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

[大学院への入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者]

第70条の2 学校教育法第67条第1項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は同法第68条の2第1項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法第68条の2第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者
- 2 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第70条の3 学校教育法第67条第2項の規定により学生を入学させる大学は、同項に規定する大学の定める単位その他必要な事項をあらかじめ公表するなど、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。

第70条の4 学校教育法第67条第2項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第69条の3第1項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第70条の5 学校教育法第67条第2項に規定する文部科学大臣の定める年数は、3年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に4年）とする。

第70条の6 学校教育法第67条第2項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号の一に該当するものと定める。

- 1 外国において学校教育における15年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、16年）の課程を修了した者
- 2 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、16年）の課程を修了した者
- 3 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、16年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

〔短期大学を卒業した者の編入学〕

第70条の7 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

〔公開講座〕

第71条 公開講座に関する事項は、別にこれを定める。

第71条の2 大学は、学校教育法第69条の3第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第71条の3 学校教育法第69条の3第3項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、次の各号に掲げるいずれかの措置とする。

- 1 専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であって、当該専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うものうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。
- 2 専門職大学院を置く大学が、学校教育法第69条の3第1項に規定する点検及び評価の結果のうち、当該専門職大学院に関するものについて、当該大学の職員以外の者による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。

第71条の4 学校教育法第69条の3第2項の認証評価に係る同法第69条の4第1項の申請は、大学又は短期大学の学校の種類に応じ、それぞれ行うものとする。

2 学校教育法第69条の3第3項の認証評価に係る同法第69条の4第1項の申請は、専門職大学

院の課程に係る分野ごとに行うものとする。

第71条の5 学校教育法第69条の4第1項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合においては、当該代表者又は管理人）の氏名
- 3 評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 評価の実施体制
- 6 評価の結果の公表の方法
- 7 評価の周期
- 8 評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

② 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その設立時における財産目録）
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況（当該評価の業務を実施していない場合にあっては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画）を記載した書面
- 4 認証評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書面

第71条の6 学校教育法第69条の4第3項に規定する細目は、学校教育法第69条の4第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）の定めるところによる。

第71条の7 学校教育法第69条の4第4項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

第71条の8 学校教育法第69条の4第5項に規定する文部科学大臣の定める事項は、第71条の5第1項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに掲げる事項とする。

〔準用規定〕

第72条 第28条及び第44条の規定は、大学に、これを準用する。

② 大学は、前項において準用する第44条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

〔設置基準〕

第72条の2 高等専門学校設備、編制、学科、教育課程、教員の資格に関する事項その他高等専門学校の設置に関する事項については、高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）に定めるところによる。

〔教務主事・学生主事・寮務主事〕

第72条の3 高等専門学校には、教務主事及び学生主事を置くものとする。

- ② 高等専門学校には、寮務主事を置くことができる。
- ③ 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- ④ 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事を置く高等専門学校にあっては、寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
- ⑤ 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理する。

〔留 学〕

第72条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

- ② 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、高等専門学校設置基準第20条第3項により準用する同条第1項の規定により単位の修得を認定した場合においては、当該学生について、第72条の7において準用する第44条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

〔専攻科への入学に関し高等専門学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者〕

第72条の5 学校教育法第70条の6第2項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 短期大学を卒業した者
- 2 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第82条の10の規定により大学に編入することができるもの
- 3 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 4 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 5 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

〔高等専門学校を卒業した者の編入学〕

第72条の6 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、2年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入

学することができる。

〔準用規定〕

第72条の7 第27条, 第28条, 第44条, 第46条から第47条の2まで, 第59条第1項及び第2項, 第60条, 第61条第1項, 第62条, 第63条, 第65条第3項, 第71条, 第71条の2並びに第71条の5から第71条の8までの規定は, 高等専門学校に, これを準用する。

(以下略)

5) 私立学校法

(この法律の目的)

第1条 この法律は, 私立学校の特性にかんがみ, その自主性を重んじ, 公共性を高めることによって, 私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校」とは, 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。

2 この法律において, 「専修学校」とは学校教育法第82条の2に規定する専修学校をいい, 「各種学校」とは同法第83条第1項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは, 学校法人の設置する学校をいう。

第3条 この法律において「学校法人」とは, 私立学校の設置を目的として, この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

(所轄庁)

第4条 この法律中「所轄庁」とあるのは, 第1号, 第3号及び第5号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし, 第2号及び第4号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

1 私立大学及び私立高等専門学校

2 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校

3 第1号に掲げる私立学校を設置する学校法人

4 第2号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第64条第4項の法人

5 第1号に掲げる私立学校と第2号に掲げる私立学校, 私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

(学校教育法の特例)

第5条 私立学校には, 学校教育法第14条の規定は, 適用しない。

(私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会に対する諮問)

第8条 都道府県知事は, 私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について, 学校教育法第4条第1項又は第13条に規定する事項を行う場合においては, あらかじめ, 私立学校審議会の意

見を聴かなければならない。

- 2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条に規定する事項（同法第60条の2の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、同法第60条の2に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

（以下略）

6) 大学への編入学に係る専修学校の専門課程の総授業時数を定める件

〔平成10年8月14日〕
〔文部省告示第125号〕

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第77条の8第1項第2号の規定に基づき、専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を次のように定める。

課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること